

# 仕 様 書

## 1 適用

本仕様書は、旧県立新宮高等学校不用物品処分業務に適用する。

## 2 業務概要

本業務は、旧県立新宮高等学校敷地内（別紙配置図参照）に存する不用物品の収集・運搬及び処分を委託するものである。

## 3 履行場所

旧兵庫県立新宮高等学校（たつの市新宮町新宮 27-1）

## 4 履行期間

契約締結日から令和6年8月31日（土）まで

ただし、不用物品は令和6年7月31日（水）までに搬出すること。

## 5 予定数量（概算）

- ・混合廃棄物 130,000kg

（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず若しくはその混合物又は机・椅子・棚・家電リサイクル法の適用を受けない家電製品等。容易に取り外すことができる造作家具等を含み、天井裏や壁内等の残置物を除く。）

- ・畳 50 枚
- ・消火器 20 本
- ・洗濯機 5 台
- ・テレビ 3 台
- ・冷蔵庫 2 台

なお、上記数量はあくまで概算であり、処分完了後、マニフェストに記載された実績数量に応じて変更契約を行うこととし、不用物品の種類ごとの数量にそれぞれの単価を乗じて得た額を合計した金額に、当該総価格の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を委託料とする。

## 6 積み込み

- ・ダンプトラックの最大積載量を超えて積込まないよう徹底管理すること。
- ・積込後、落下・飛散防止のための措置を講じること。
- ・運搬車両は事故の未然防止の観点から、徹底した点検・整備を施した車両を使用すること。

- ・ 運搬車両には、「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」について、日本工業規格 Z8305 に規定する 140 ポイント以上の大きさの文字、その他の運搬業者名、許可番号等については 90 ポイント以上の大きさの文字及び数字で、識別しやすい色を使用し、車両の両側面に表示すること。

## 7 運搬

- ・ ダンプトラックの最大積載量を超えて積込んだ車両で運搬を行わないこと。

## 8 提出書類

契約書に記載されている提出書類以外に、次の書類を提出すること。

- ・ 収集運搬の許可申請時に添付した機材一覧表の写し（使用車両の記載分）
- ・ 運搬車両届
- ・ 運搬車両車検証の写し
- ・ 業務責任者届
- ・ 作業員名簿
- ・ 処分場計量表
- ・ マニフェスト表
- ・ 業務状況写真
- ・ その他監督員の指示するもの

## 9 その他

その他本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、受発注者協議の上、定めるものとする。

【参考】 不用物品の例

ロッカー・段ボール箱



木片・発泡スチロール



棚・机・椅子



机・椅子・段ボール箱・プラスチックケース

